

## 都市文化創造拠点まちづくり検討業務に係る提案説明書

この要領は、札幌市が実施する「都市文化創造拠点まちづくり検討業務」の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。当該プロポーザルについては、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

### 1 業務名

都市文化創造拠点まちづくり検討業務

### 2 背景及び目的

大通・創世交流拠点は、平成28年度に策定を予定している第2次都心まちづくり計画において、都心の骨格構造に位置付けられた2交流拠点の一つであり、従来の大通交流拠点と創世交流拠点の二つの拠点が備える機能の相互波及、都市における象徴的な都市文化拠点の創出を目指している。

当該拠点では、平成27年度において、拠点内地権者と官民協働のまちづくり検討を行う都市文化創造拠点まちづくり研究会（以下「研究会」と称す。）を立上げ、拠点のまちづくりの拠り所となる「まちづくり案」の策定と共有に向けた検討を行っており、年度当初の議論においては、次項に掲げるまちづくりの目標設定を行ったところである。

本業務は、設定した目標達成に向けて、当該拠点の特性を踏まえたまちづくり案の検討及びまちづくり研究への支援等を行うものである。

#### 都市文化創造拠点のまちづくりの目標

- ・都市文化をはぐくみ、人を中心とした賑わいが生まれる拠点の創出
- ・大通公園・時計台等の札幌を象徴する資源の価値を沿道とともに高め、次世代へつなぐ魅力のある拠点の創出
- ・札幌オリンピック招致・北海道新幹線札幌延伸等で期待される賑わい・経済効果を誘引する魅力と活力ある拠点への再生
- ・人にやさしく市民・来街者が街歩きを楽しめるまちづくり

### 3 業務概要

(1) 拠点特性の整理

観光・商業・ビジネス、土地利用特性、建物状況、ストック（資源）の状況、移動特性等から都市文化創造拠点の特性を整理した上で、まちづくりの目標達成に向けた拠点の生かしていくべき視点・解決すべき視点の整理を行う。

(2) まちづくりの方向性の検討

整理した拠点の生かしていくべき視点・解決すべき視点からまちづくりの方向性の検討を行う。

(3) まちづくり案の検討

まちづくりの方向性を達成するまちづくり案について、「沿道まちづくり」「都市基盤施設」「その他」また、「ハード」「ソフト」両面からの検討を行う。

また、まちづくり案の検討にあわせて、平成 28 年度内に試行実施が可能な取組（以下「実証実験」と称す。）の整理を行う。

(4) 今後の進め方検討

まちづくり案を効果的に進めていくための方策、推進体制等についての検討を行う。

(5) まちづくり研究会への支援

当該拠点の地権者、有識者から構成される都市文化創造拠点まちづくり研究会の企画・運営支援・議事録作成等を行う。

実証実験については、研究会との協議・調整の上、実施計画策定、取組評価を行う。

(6) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめる。

### 4 業務規模

5,000 千円程度（消費税及び地方消費税を含む）。

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

## 5 履行期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 24 日（金）まで

## 6 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。グループ等で応募する場合も構成員全てにかかる要件である。なお、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となる。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

## 7 企画提案を求める項目

- (1) まちづくりの方向性の検討について

当該拠点の「生かしていくべき視点・解決すべき視点」を整理するためのポイント。整理した視点からまちづくりの方向性をとりまとめていくにあたって必要な検討事項。

- (2) まちづくり案の策定に向けた実証実験について

まちづくり案の策定につながる実現性のある実証実験。

- (3) 研究会の効果的議論について

研究会において、会員の気運を高め、議論を活発に進めていくにあたり、研究会議論を効果的に行うためのポイント・議論活性化に向けた配慮事項。

(4) 過去の業務実績及び業務の執行体制について

エリア単位のまちづくり検討および官民連携によるまちづくり検討など、本業務に活かすことができると考える類似業務の実績。業務全体を円滑に進められる執行体制。

(5) 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案を行うこと。

## 8 申込方法

(1) 事務局

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 5 階）

札幌市まちづくり政策局 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

電話：011-211-2692 FAX：011-218-5112

HP アドレス：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>

電子メールアドレス：[ki.downtown@city.sapporo.jp](mailto:ki.downtown@city.sapporo.jp)

(2) 提出書類

正本は、以下のア～オの構成で一式とし、1 部提出すること。（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。）

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10 部提出すること。（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。）

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4 判、1 枚、様式 1)

イ 業務従事者一覧(A4 判、片面印刷、必要枚数、様式 2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4 判、片面印刷、必要枚数、様式 3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4 判、片面印刷、必要枚数、様式 4)

オ 企画提案書(A3 判横づかい、片面印刷、2 枚以内、様式自由)

(3) 提出方法及び提出先

郵送または持参にて以下に提出すること。

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 まちづくり政策局 都心まちづくり推進室（5階南側）

(4) 提出期限

平成28年6月3日(金) 12:00【必着】

(5) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市市民まちづくり局都心まちづくり推進室でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(6) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる業務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ 企画提案書について

企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(7) 参考資料

ア 都心まちづくり計画

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin.html>

イ さっぽろ都心まちづくり戦略

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/senryaku.html>

ウ 都市文化創造拠点まちづくり研究会資料

※上記研究会資料については、都心まちづくり推進室（市役所5階）にて印刷したものを提供する。当該資料の取扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこととする。

## 9 質疑

原則として、質疑には回答しない。ただし、市民が一般的に知り得る事実の確認や事務手続に関する確認のための質問については、事務局の判断により回答する。

## 10 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「都市文化創造拠点まちづくり検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「**11 評価基準**」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

### (2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1社（者）約20分（準備2分、説明10分、質疑8分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社（者）あたりのヒアリング時間は変わる可能性がある。）

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

なお、最終審査の結果に関する質問については、「14 問い合わせ先」において、受けつける。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 平成 28 年 6 月 6 日（月）

イ 最終審査（ヒアリング） 平成 28 年 6 月 8 日（水）

※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 11 評価基準

(1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の 6 割を最低基準点と定める。

(2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。

(3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が高かった場合は、評価の視点(1)及び(2)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。

(4) 企画提案への参加者が 1 社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<p>(1) まちづくりの方向性の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該拠点及び都心部の現状を理解した提案となっているか。</li> <li>・策定した目標の達成を意識した提案となっているか。</li> <li>・実現可能性また効果の高い「まちづくりの方向性」をとりまとめているために必要な検討事項が示されているか？</li> </ul>	20
<p>(2) まちづくり案の策定に向けた実証実験について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり案の策定につながるとともに実現性のある提案となっているか。</li> <li>・目的（地権者の一体感の醸成、一体的なまちづくりの実施による課題等の整理）を理解した提案となっているか。</li> </ul>	25
<p>(3) 研究会の効果的議論について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の実例、類似事例その他、取組の効果等の裏付けある提案となっているか。</li> <li>・一般論ではなく、当該拠点の研究会の特性（大通沿道の事業者主体）を意識した提案となっているか。</li> </ul>	20
<p>(4) 過去の業務実績及び業務の執行体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。</li> <li>・業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。</li> </ul>	10
<p>(5) 独自提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。</li> </ul>	25
合計	100

## 12 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者



- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

### 13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

### 14 問い合わせ先

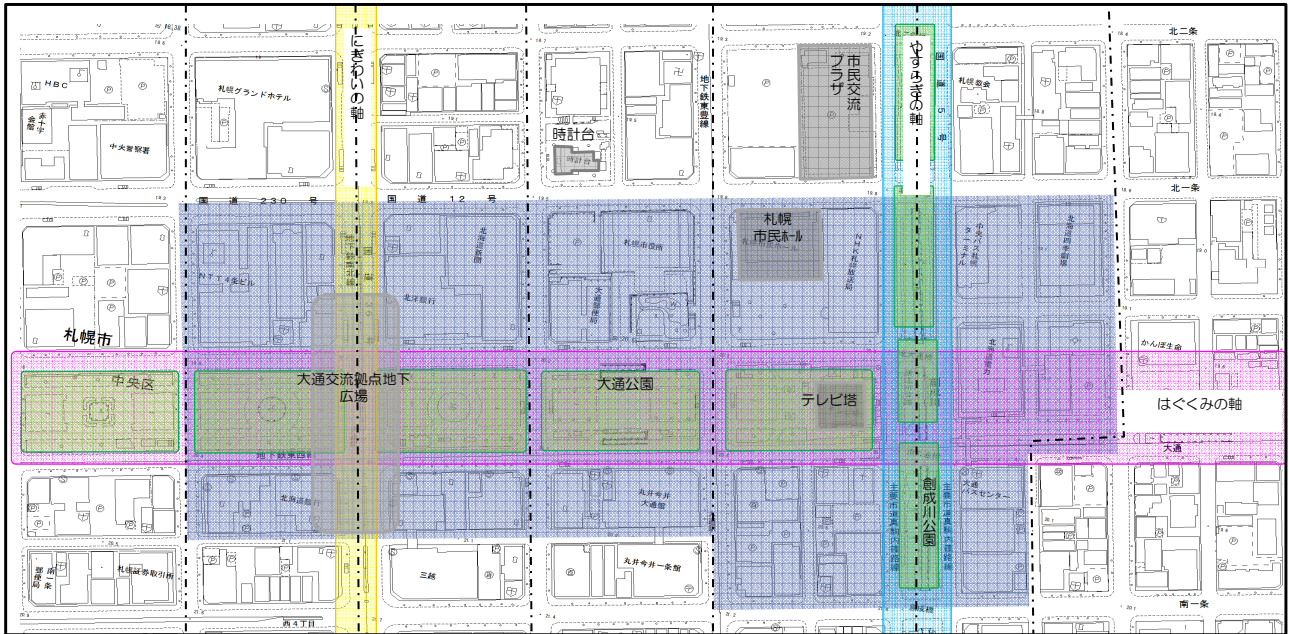
〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：乾（いぬい）、木村 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112

別図

対象範囲位置図（面積：約21ha）



対象範囲位置図（大通東1丁目～大通西4丁目の大通に面した南北1ブロック）